

( ) 部分は平成二十七年七月十九日に施行することとする部分

## 水防法等の一部を改正する法律要綱

### 第一 水防法の一部改正

一 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいうものとすること。  
(第二条第一項関係)

二 都道府県知事又は指定管理団体の水防管理者は、水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、下水道管理者に協議し、その同意を得なければならぬものとすること。

(第二条第六項、第七条第四項及び第三十三条第四項関係)

### 三 雨水出水及び高潮に係る水位情報の周知及び通知

1 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒

水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないものとすること。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないものとすること。

（第十三条の二及び第十三条の三関係）

四 洪水に係る浸水想定区域（以下「洪水浸水想定区域」という。）の前提となる降雨を、河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨から想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）に変更するものとすること。（第十四条関係）

## 五 雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定

1 都道府県知事又は市町村長は、三の1により指定した排水施設等について、想定最大規模降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該指定に係る排水施設から河川その他他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとすること。

2 都道府県知事は三の2により指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとすること。

### (第十四条の二及び第十四条の三関係)

六 市町村防災会議（これを設置しない市町村にあつては、市町村の長）が市町村地域防災計画に名称及び所在地について定めるものとされる施設に、浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。）内の地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものと追加するものとすること。

（第十五条第一項関係）

七 市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとすること。

八 その他所要の改正を行うものとすること。

第二 下水道法の一部改正

一 主として市街地における雨水のみを排除するためには地方公共団体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するもの又は流域下水道に接続するものを、雨水公共下水道として整備することができるものとすること。

（第二条関係）

二 事業計画に定めるべき事項として排水施設の点検の方法及び頻度を追加し、当該点検の方法及び頻度

が、三の2の技術上の基準に適合していなければならぬものとすること。

(第五条第一項、第六条、第二十五条の十二第一項及び第二十五条の十三関係)

### 三 公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕

1 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、公共下水道又は流域下水道を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて公衆衛生上重大な危害が生じ、及び公共用海域の水質に重大な影響が及ぶことのないように努めなければならないものとすること。

2 公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、政令で定めるものとし、当該技術上の基準は、公共下水道又は流域下水道の修繕を効率的に行うための点検及び災害の発生時において公共下水道又は流域下水道の機能を維持するための応急措置の実施に関する基準を含むものでなければならないものとすること。 (第七条の二及び第二十五条の十八関係)

四 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設の維持又は修繕に関する工事を適確に行う能力を有すると認められる者との間において、災害時維持修繕協定を締結することができるものとすること。

（第十五条の二、第二十五条の十八及び第三十一条関係）

五 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、都道府県又は指定管理団体の水防計画に公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の協力が必要な事項が定められたときは、当該水防計画に基づき水防管理団体が行う水防に協力するものとすること。

（第二十三条の二、第二十五条の十八及び第三十一条関係）

六 公共下水道の排水施設の暗渠部分又は流域下水道の施設に量水標等及び熱交換器を設置することがで  
きるものとすること。

（第二十四条第三項及び第二十五条の十七関係）

七 浸水被害対策区域における特別の措置

1 公共下水道管理者は、浸水被害対策区域（排水区域のうち、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域であつて、当該区域における土地利用の状況からみて、公共下水道の整備のみによつては浸水被害の防止を図ることが困難であると認められるものとして条例で定める区域をいう。以下同じ。）において、政令で定める基準に従い、条例で、排水設備に適用すべき排水及び雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準を定めることができるものとする

こと。

2 公共下水道管理者は、浸水被害の防止を図るため、浸水被害対策区域内に存する雨水貯留施設を自ら管理する必要があると認めるとときは、その所有者等との間において、管理協定を締結して当該雨水貯留施設の管理を行うことができるものとすること。

3 公共下水道管理者は、管理協定を締結したときは、その旨を公示しなければならないものとすること。

4 3による公示のあつた管理協定は、その公示のあつた後ににおいて雨水貯留施設の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとすること。 (第二十五条の二から第二十五条の九まで関係)

八 二以上の公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、それぞれが管理する下水道相互間の広域的な連携による下水道の管理の効率化に關し必要な協議を行うための協議会を組織することができるものとすること。

(第三十一条の四関係)

九 その他所要の改正を行うものとすること。

### 第三 日本下水道事業団法の一部改正

一 日本下水道事業団（以下「事業団」という。）は、地方公共団体の委託に基づき、高度の技術を要する管渠の建設、管渠及び第二の七の2の管理協定の目的となる雨水貯留施設の維持管理等を行うことができるものとすること。

（第二十六条第一項関係）

## 二 特定下水道工事

1 事業団は、地方公共団体から要請があり、かつ、当該地方公共団体における終末処理場等の建設に関する工事（以下「特定下水道工事」という。）の実施体制等を勘案して適当であると認められる場合には、当該地方公共団体に代わって当該特定下水道工事を行うことができるものとすること。

2 事業団は、特定下水道工事を行う場合には、地方公共団体に代わってその権限の一部を行うものとすること。

いものとすること。

3 地方公共団体が1の要請をしようとするときは、あらかじめ、その議会の議決を経なければならないものとすること。

4 事業団が特定下水道工事を行う場合には、国が地方公共団体に対し交付すべき負担金又は補助金は、事業団に交付するものとすること。

5 地方公共団体は、特定下水道工事の実施に要する費用の額から4の負担金又は補助金の額を控除した額を事業団に支払わなければならないものとすること。  
（第三十条から第三十六条まで関係）

三 その他所要の改正を行うものとすること。

#### 第四 附則

一 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。ただし、第二の一から三までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

（附則第一条関係）

二 所要の経過措置を定めるものとすること。

（附則第二条から第六条まで関係）

三 その他所要の改正を行うものとすること。

（附則第七条から第十七条まで関係）